

# 指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信  
 税理士 疋田 英司  
 税理士 中 富 強  
 税理士 風 間 慎一



## 3月の税務・労務

1月決算法人の確定申告	
7月決算法人の中間申告	3月中の
4, 7, 10月決算法人の消費税 中間申告(年税額400万円超)	決算応答日
源泉所得税、特別徴収税額	3月12日(月)
2月分納期限	
所得税・個人住民税の確定 申告期限・納付期限	3月15日(木)
財産債務調査・国外財産調 書の提出期限	
社会保険料・子ども子育て 拠出金(2月分)納付期限	4月2日(月)
個人消費税の申告期限・納 期限	4月2日(月)
<b>(振替納税期日)</b>	
申告所得税	4月20日(金)
個人消費税	4月25日(水)

## 3月の行事・業務案内

- 3(土) ひな祭 耳の日
- 6(火) 啓蟄
- 7(水) 消防記念日
- 8(木) 国際女性デー
- 14(水) ホワイトデー
- 18(日) 彼岸入り
- 21(水) 春分の日
- 23(金) 世界気象デー  
事務所休業日
- 24(土) 彼岸明け



## 今号の紙面

- 預金口座へのマイナンバー付番制度が実施されます
- 確定申告お忘れでないですか?
- 配当所得課税制殿の選択と住民税申告
- 2019年から複数税率
- 被相続人の居住用資産を売ったときの特別控除制度
- 小規模宅地制度が一部改正? 家なき子対策
- Q&A 償却資産税ってなに?

## マイナンバー利用範囲が拡充!?

預金口座にマイナンバーを付番する制度がはじまりました。

この制度は平成27年度税制改正で、税務調査のために金融機関がマイナンバーで預金口座が管理できるシステムを作るよう義務付けました。

法律には預金者がマイナンバーを金融機関に提供する義務はなく、金融機関もマイナンバーを預かる義務もありません。法律上は預金口座への番号付番がマイナンバー関連業務であるため、預金者に提供を求めることができますと定めているだけです。

政府は3年後の2021年に、預金口座へのマイナンバー付番の義務化を検討すると予定しています。

今年から預金口座へのマイナンバー付番制度が施行されました

一方で、マイナンバーが付番されていない口座に対して、本人確認調査、確認できない口座からの海外送金不可などの取引制限、連絡が取れない口座は休眠口座として「休眠預金活用法」の適用を受けて国が没収等をすることも検討されています。

マイナンバーが付番されている預金の利息には税金を優遇する制度も検討されています。

政府全体としてマイナンバーの利用拡大に前のめりになっていますが、マイナンバーのついた預金情報は金融機関が保管します。政府に限らず大企業もセキュリティが破られ、情報漏えいが世界中で問題となっている中で、本当に大丈夫なのかと心配が募ります。被害があったときの補償はなにも決められていません。

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-1 7第5松葉ビル3階  
072 (805) 5252 FAX072(805)5253 [info@kskj.jp](mailto:info@kskj.jp)

チャットワークID: hikita

【株式会社京阪総合会計事務所】

記帳代行・給与事務・経営コンサルタント・相続 他  
<http://kskj.jp>

## (提携・取次先)

(生命保険) 大同生命、NN生命、ソニー生命 他  
(損保) ユナイテッド・インシュアランス(株) 他  
(ビジネスソフト) ミロク情報サービス、弥生会計、Freee



3月23日(金)は確定申告明けの事務所スタッフ慰労のために臨時休業といたします。ご多忙のところ恐縮ですが、宜しくご理解をお願いします。

# 確定申告、お忘れでないですか？

インターネットのオークションサイトやフリマアプリで取引しました

生活の用に供している古着や家財などを売った場合の所得は非課税です。

生活に使っていない資産を売却した場合は譲渡所得になり、ある程度継続反復して譲渡している場合は雑所得とされます。趣味のモノや販売目的で作成した手芸品、加工物などは申告が必要な資産です。また、ネット上での取引としては、家庭教師やベビーシッターなどの役務の提供による対価も雑所得となります。

国税庁はインターネットサイトでの取引を、逐次調査する部署を設けて申告漏れのチェックがされています。ばれないと思っても調査されることもあり、ますから、くれぐれも注意してください。

## 仮想通貨の売却の取引

ビットコインなどの仮想通貨の売却による所得は雑所得になります。現金化されないと、なかなかわかりにくいといわれていますが、仮想通貨の取引所への調査が行われる上に、租税条約に基づき、外国とも情報交換が進んでいます。日本国内での外国人の取引が条約締結国に情報提供されるとともに、外国からも情報提供がなされています。相当注目されている取引ですから、注意してください。

民泊をしていました。

個人が空き室を有料で賃貸する場合は不動産所得になりますが、民泊の場合、利用者の安全管理・衛生管理に加えて、観光案内などのサービスを提供しているなど、単なる不動産貸付と異なると判断され、雑所得とされます。

## 配当所得は所得税と住民税で課税方法を分けるほうが有利な場合も

上場株式等（投資信託が含まれる場合があります）の配当所得は、総合課税・申告分離課税・申告不要制度の3つの課税方式を選択できます。

さらに、所得税と住民税で別の課税方式を選択することができます。

### 総合課税にすると

他の所得と合算して累進税率が適用されます。他の所得が赤字の場合に通算して源泉税額の還付を受けたり、配当控除を利用したりすることができません。

### 申告分離課税にすると

上場株式等の譲渡損失や前年から繰り越された損失を通算し、源泉税額の還付を受けることができます。

一戸建ての場合は民泊サイトで特定されていますから、申告漏れの把握がしやすくなっています。



### 申告不要制度にすると

配当から源泉徴収されている税額で課税関係は終了します。

### 判断はどうする？

判断基準は社会保険関連負担への影響です。源泉分離課税の配当等の住民税は5%で完結しますが、引ききれない部分の税率は10%です。

一方、国民健康保険料や後期高齢者保険料負担は約10%、保育料負担額や、医療費の窓口負担の判断となる所得判定は上がるほど不利になります。

有利不利は増額する社会保障費と比較しなければ判断できません。該当するかもとご心配の方はご相談ください。



# 2019年10月から消費税複数税率

## 新人紹介



岸本 和輝

皆様のお役に立てるように、  
精一杯勤めてまいります。  
よろしくお願ひします。

## うちは関係ない… かな？

消費税の軽減税率とは、10%増税の際に、種類及び外食を除く食品や定期購読の新聞代は8%にする制度です。増税が実施された場合、通常の消費税率は10%ですが、軽減税率の対象となる商品を販売または購入をした場合、適用税率ごとに管理する必要があります。これは食品を扱う事業者だけでなく全ての事業者に影響します。ご自分で記帳をされている場合は、対応するソフトへの買換えやバージョンアップなどが必要となります。食品を扱うご商売をされている方が軽減税率対応レジを購入する場合、補助金が出ます。適用期限は2019年9月までです。制度変更によるシステム変更が必要で、担当者までご相談ください。

## 注意が必要！ 被相続人の居住用財産を売ったときの3000万円控除

平成28年4月から平成31年末までに、相続または遺贈で取得した被相続人の居住用家屋や敷地を売った場合、3000万円の特別控除が使えます。

しかし、その条件は意外と複雑です。

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された家屋
- ② 区分所有建物（マンション）ではない
- ③ 相続または遺贈の直前に被相続人以外に居住していた人がいない

### （土地の条件）

被相続人の居住用家屋の敷地であること。

なお、母屋や離れなど同じ敷地に2以上の建物がある場合は、居住していた部分のみになりますので注意が必要です。

### （売る人の条件）

売った人が、建物及び敷地を相続する必要があります。片方だけを相続したのでは適用ありません。

### （利用条件）

被相続人が居住していた家屋を相続してから売るまでの間、事業や貸付、居住用などに利用されていないこと。

亡くなった親の住んでいた家を売ると3000万円控除が使えるらしいね



でも、条件は厳しいらしいよ

### （売るとき条件）

- ① 建物は耐震基準を満たすように改修していること、もしくは売る人が建物を取壊していること。
- ② 売却金額は1億円以下であること
- ③ 相続の日から3年を経過する年の年末までに売っていること

申告には自治体が発行する「被相続人居住用家屋等確認書」の添付が必要です。確認には耐震基準証明や取り壊しに係る請負契約事前にご相談ください

書などを添える必要があります。

売ってからでは条件を満たしていないことがわかって手遅れです。



## 相続対策を考へる

## 平成30年度税制改正で見直される相続対策

## 家なき子対策が進みます

生活に必要な資産を相続する場合、相続人の生活保護のため、相続税負担を軽減する措置があります。小規模宅地特例といわれ、一定面積の居住用や事業用に使われている土地を相続する場合に適用されます。このうち、居住用の特例について改正が予定されています。

## 居住用特例の制度概要

被相続人または被相続人と生計を一にする親族が住んでいる家の敷地を相続する場合、330平方メートル（100坪）を上限に評価額が80%減額されます。

- ① 配偶者
- ② 被相続人と同居または生計を一にしていた親族

## ③ 家なき子

が相続する場合に適用できます。

問題となるのは「家なき子」です。

これは、相続の時点では勤務の都合などで相続財産に生活することはできないけ

ど、退職後は実家に帰るという想定で特例を認める制度です。

現行の要件は次の2点です

- ① 相続した家に住んでいる親族がいない
- ② 相続前3年以内に相続した人またはその配偶者の持ち家に住んでいない

この条件を満たすために、自分の持ち家を子や孫に贈与して、この特例を利用する相続対策が流行していました。

この対策防止のため、相続開始前3年以内に3親等内の親族が所有する家に住んでいない、過去に居住用の家屋を所有したことがないと範囲を狭める改正が予定されています。

相続対策になると勧められて、名義を変更しても、後追いで条件変更が行われる典型例です。見直しが必要な場合はご相談ください。

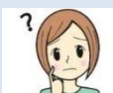


## Q&amp;A

## コーナー

## 償却資産税って

## どんな税金ですか



先日、市役所から償却資産申告の提出を求める書類が届きました。これは申告しないといけないのですか？

## 償却資産を持っている者が納税義務者です

償却資産税は、自治体から賦課決定される税金です。ですから、償却資産申告とは、毎年、1月31日までに、その年の1月1日現在の償却資産の明細を自治体に申告する制度です。

申告納税制度ではないので、過少申告加算税などの附帯税はありませんが、罰則規定はありません。虚偽の申告をした場合には、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金。不申告の場合は、3万円以下の罰金を条例により規定できるとされています。

償却資産とは、土地や建物以外の減価償却資産で、所得税や法人税上の減価償却費として経費にすることができる資産です。車両や無形固定資産などは除かれます。

税率は1・4%で、償却資産の課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。これは150万円を超えた部分に税金がかかる意味ではなく、超えた場合に、全償却資産の課税標準に課税される税金です。

経営力向上計画にしたがって投資を行った場合は、優遇を受けることができます。事前の認定が必要ですので、購入される前に担当者にご相談ください。